

別表1 一日平均排水量50m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満の特定事業場の排水基準

注意) 単位mg/ℓ、かつこの外は最大の値、かつこの中の数字は日間平均の値です。

		既設の工場・事業場		新設の工場・事業場		
		BOD又はCOD	SS	BOD又はCOD	SS	
下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)	25(20)	40(30)	25(20)	40(30)	
	し尿処理施設	20	70	20	70	
その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの	70(50)	90(70)	30(25)	80(60)	
	畜産食料品製造業	乳製品製造業	30(20)	60(50)	25(20)	50(40)
		その他のもの	40(30)	60(50)	25(20)	50(40)
	水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		40(30)	60(50)	25(20)	50(40)
	飲料製造業	酒類製造業	40(30)	60(50)	25(20)	50(40)
		その他飲料製造業	30(20)	60(50)	25(20)	50(40)
	その他のもの(弁当製造業を除く。)		40(30)	40(30)	25(20)	40(30)
	繊維工業	40(30)	40(30)	25(20)	40(30)	
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	90(70)	60(50)	25(20)	50(40)	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の内パルプ製造施設を持たないもの	60(45)	80(60)	25(20)	70(50)	
	窯業・土石製品製造業	25(20)	100(80)	25(20)	100(80)	
	窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	—	150(100)	—	100(80)	
	旅館業	60(50)	70(50)	30(25)	60(40)	
	共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの	60(50)	70(50)	30(25)	60(40)	
	と畜場	40(30)	60(40)	25(20)	40(30)	
下水道終末処理施設	20	70	20	70		
し尿処理施設	30	70	20	70		
その他のもの	25(20)	40(30)	25(20)	40(30)		

別表2 一日平均排水量1,000m<sup>3</sup>以上の特定事業場の排水基準

注意) 単位mg/ℓ、かつこの外は最大の値、かつこの中の数字は日間平均の値です。

		既設の工場・事業場			新設の工場・事業場			
		BOD	COD	SS	BOD	COD	SS	
下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)	25(20)	25(20)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)	
	し尿処理施設	20	20	70	20	20	70	
その他の区域に所在するもの	畜産食料品製造業	乳製品製造業	30(20)	30(20)	60(50)	25(20)	25(20)	50(40)
		その他のもの	40(30)	40(30)	60(50)	25(20)	25(20)	50(40)
	食料品製造業	水産食料品製造業	40(30)	40(30)	60(50)	25(20)	25(20)	50(40)
		めん類製造業	40(30)	40(30)	60(50)	25(20)	25(20)	40(30)
		飲料製造業	30(20)	30(20)	50(40)	25(20)	25(20)	40(30)
	その他のもの(弁当製造業を除く。)		40(30)	40(30)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		50(40)	50(40)	60(50)	25(20)	25(20)	50(40)
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設をもたないもの	50(40)	50(40)	70(50)	25(20)	25(20)	60(40)
		パルプ製造施設をもつもの	80(65)	80(65)	50(35)	25(20)	25(20)	40(30)
	ポリビニルアルコール製造業		50(40)	50(40)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)
	プラスチック圧延フィルム製造業		80(60)	45(35)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)
	化学肥料製造業		50(25)	50(25)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)
	窯業・土石製品製造業		25(20)	25(20)	100(80)	25(20)	25(20)	100(80)
	窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	160(120)	150(100)	—	160(120)	100(80)
	旅館業		40(30)	40(30)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)
下水道終末処理施設		20	20	70	20	20	70	
し尿処理施設		20	20	70	20	20	70	
その他のもの		25(20)	25(20)	40(30)	25(20)	25(20)	40(30)	